

令和 8 年度 第 1 回 介護情報基盤に係る自治体説明会

令和 8 年 7 月 22 日

厚生労働省 老健局 老人保健課

介護保険計画課

アジェンダ

1. はじめに
2. 介護情報基盤の概要
3. 介護被保険者証電子化に係る運用概要・業務フロー
4. 介護情報基盤に係る連絡、および対応依頼事項
5. 令和8年度における介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援
6. 事前質問への回答

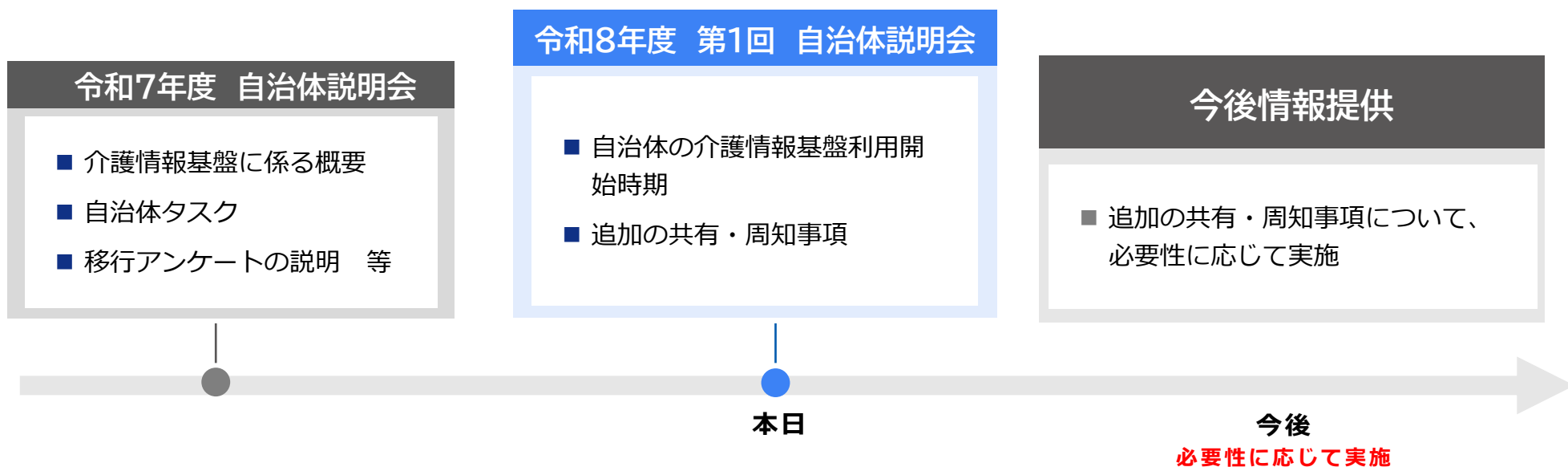
はじめに ー自治体説明会の目的ー

令和8年度 第1回自治体説明会の目的

- 介護被保険者証電子化に係る運用概要の共有
- 介護情報基盤の運用開始（令和8年4月1日）以降に蓄積された補足事項の共有

今後の情報提供予定

- 追加の共有・周知事項に関して、必要性に応じて実施



アジェンダ

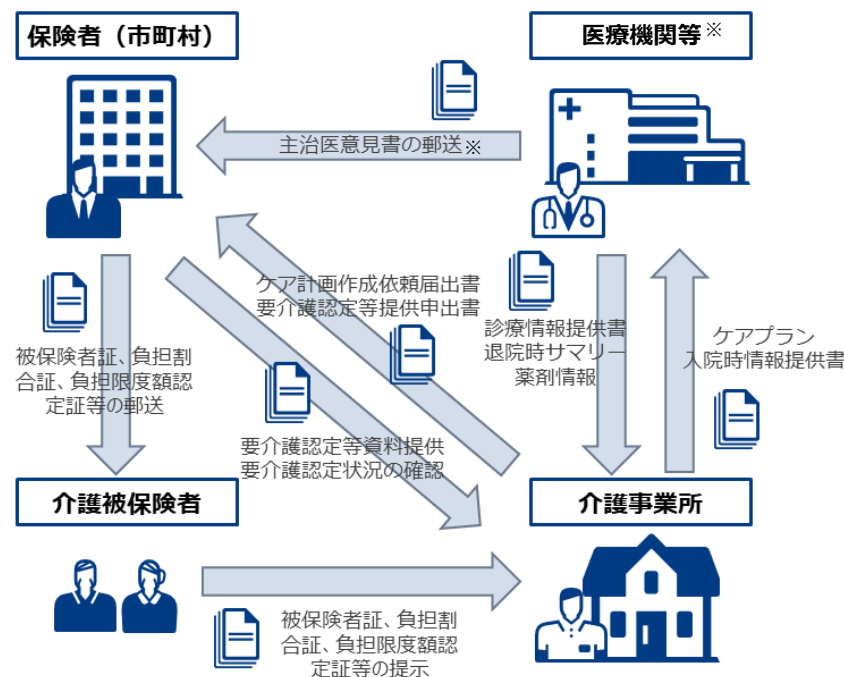
1. はじめに
2. 介護情報基盤の概要
3. 介護被保険者証電子化に係る運用概要・業務フロー
4. 介護情報基盤に係る連絡、および対応依頼事項
5. 令和8年度における介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援
6. 事前質問への回答

介護情報基盤整備の目的

- 利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤を整備することにより、**これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有することで、業務の効率化（職員の負担軽減、情報共有の迅速化）**を図る。
- さらに、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することにより、**事業所間及び多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上**を図る。

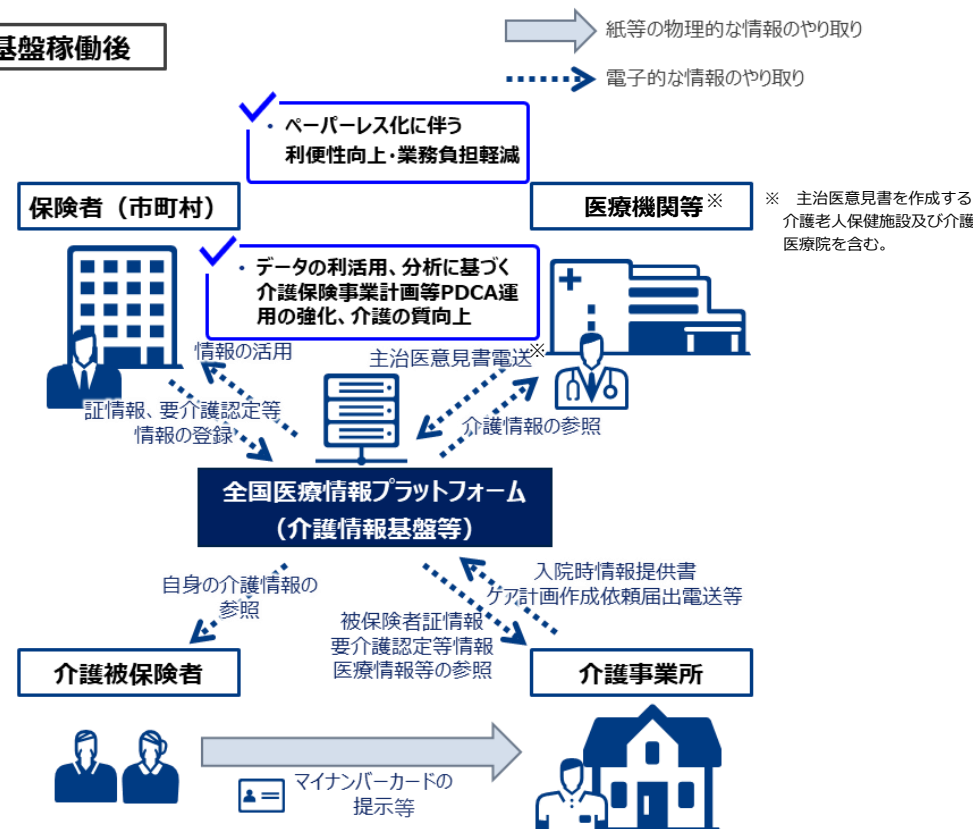
介護情報基盤の活用イメージ

現在



- 各種情報の紙によるやり取り（証の紛失・再発行の発生、情報のやり取りのため郵送や市町村窓口への移動、負担割合証等の年間約500万件超に及ぶ証発行と事業所による確認・入力等）による非効率な業務、本来業務に時間が割けない、等

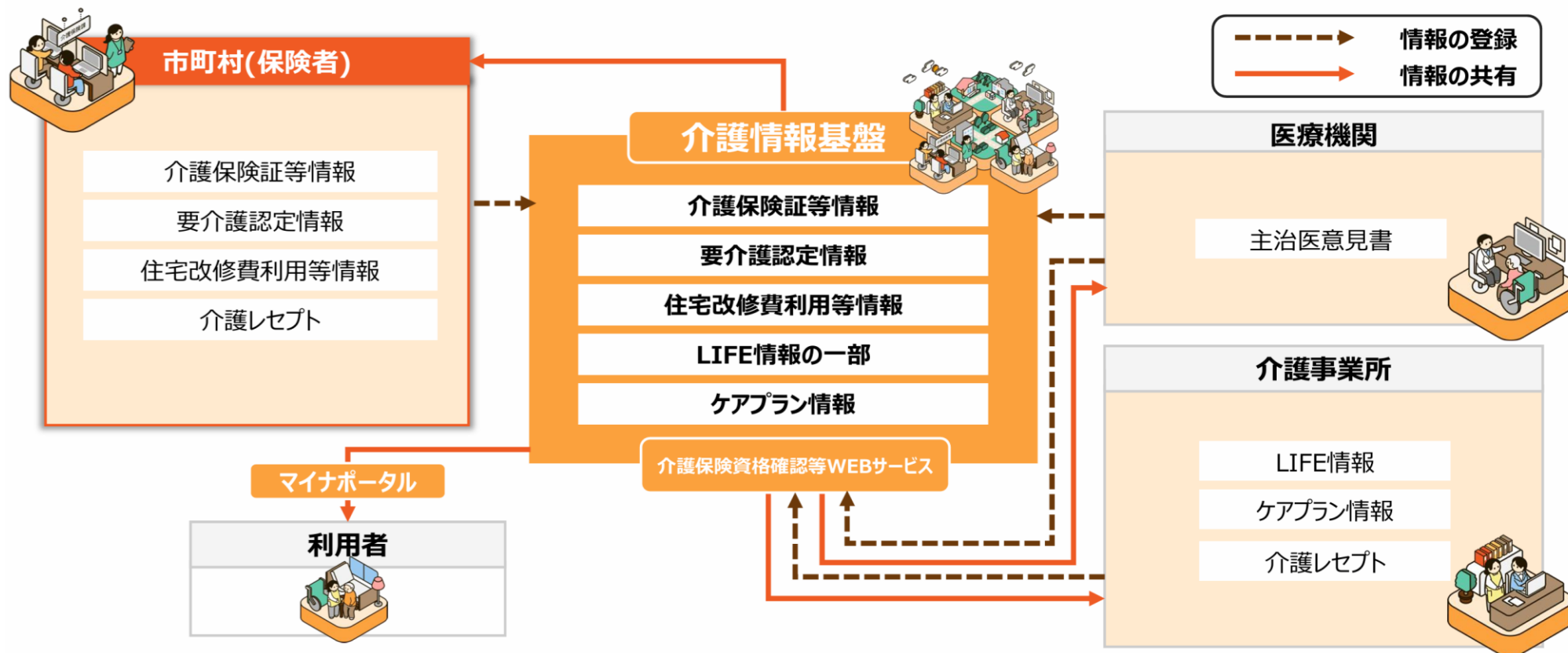
基盤稼働後



- 介護事業所におけるデータ共有による多職種連携強化
- 利用者の状態の適切な理解と利用者の状態に適したサービス利用の実現

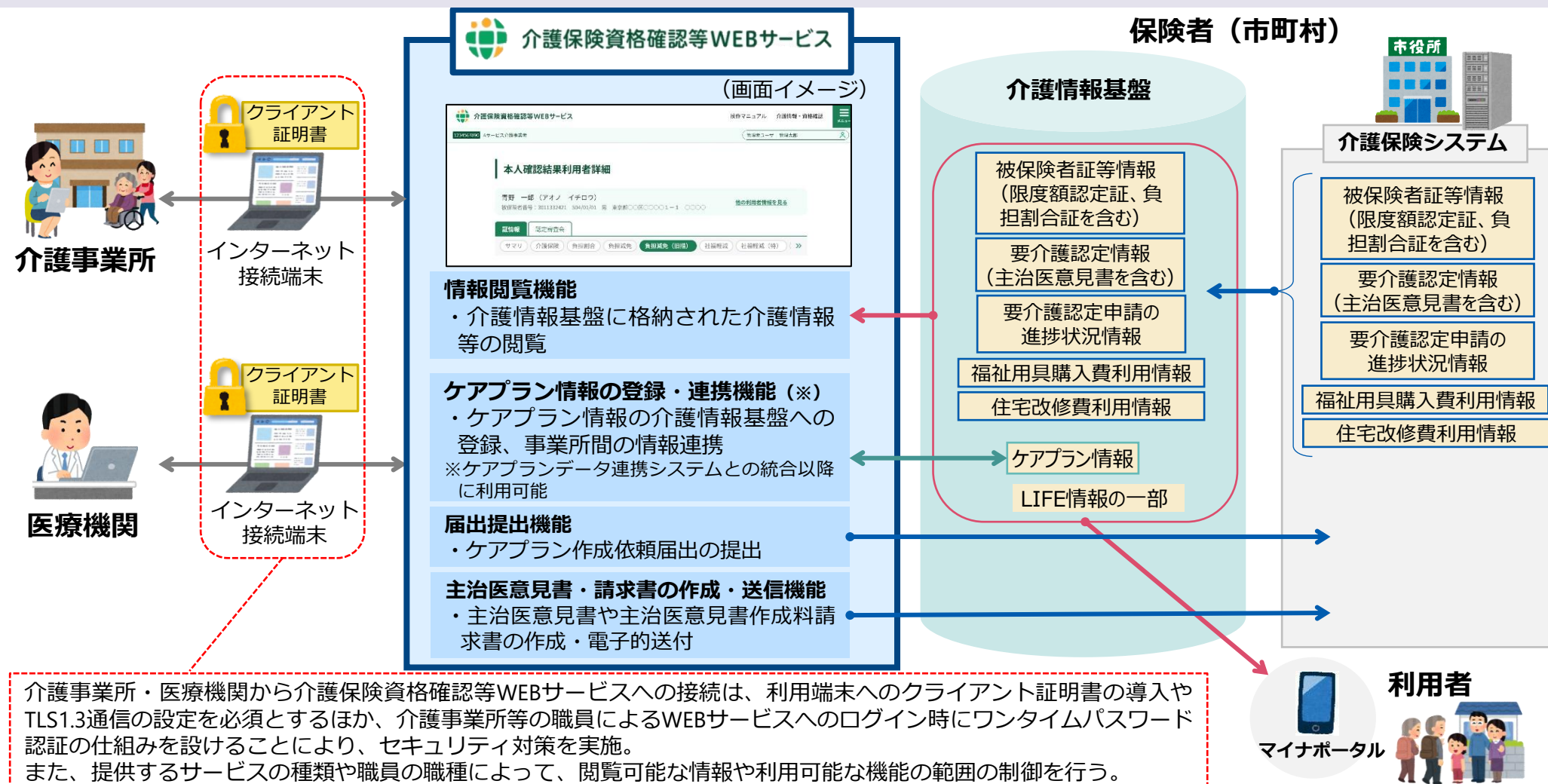
システム構成の全体像

- 介護情報基盤を活用した利用者、保険者（市町村）、介護事業所、医療機関間の情報の流れは以下のとおり。



介護保険資格確認等WEBサービス（概要）

- 介護保険資格確認等WEBサービスとは、介護事業所等の職員が、介護事業所等のインターネットに接続した端末上で、介護情報基盤に格納されている介護情報等の閲覧や、介護情報基盤を経由した情報のやり取り等を行うために利用するWEBサービス。
- 介護事業所等においてサービス提供をしている利用者の本人確認をWEBサービス上で行い、本人確認を行った利用者の担当事業所である旨を介護情報基盤に登録することで、当該利用者の情報の閲覧等が可能となる。



アジェンダ

1. はじめに
2. 介護情報基盤の概要
3. 介護被保険者証電子化に係る運用概要・業務フロー
4. 介護情報基盤に係る連絡、および対応依頼事項
5. 令和8年度における介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援
6. 事前質問への回答

マイナンバーカードの介護保険証利用に係る運用概要・業務フロー

- 令和7年度の自治体説明会では、介護WEBサービスにおいて被保険者の情報を閲覧する際には本人確認が必要であることを説明した。
- 初回利用登録（本人確認）の方法として、①介護被保険者証の情報（4情報）入力、②マイナンバーカードの読取、の2つの方法がある。
- 本日は、介護保険における電子資格確認の導入を踏まえ、2つの方法について、改めて補足説明する。

タスク#7、#8 関連②：情報共有に係る同意取得

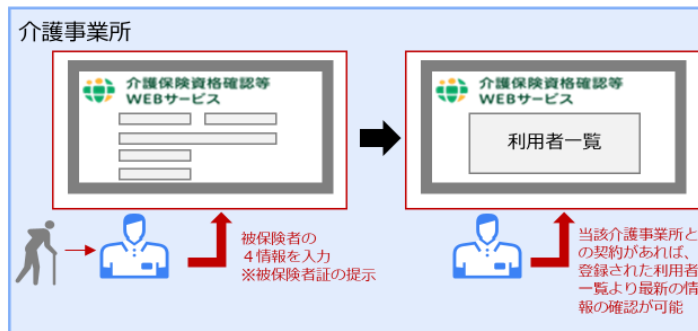
本人確認

介護保険資格確認等WEBサービスの利用（介護情報基盤の情報閲覧）

- 介護事業所が介護保険資格確認等WEBサービスを利用して、被保険者情報等を確認する方法は、(1)介護保険被保険者証(4情報入力)、(2)マイナンバーカードを用いた方法がある。

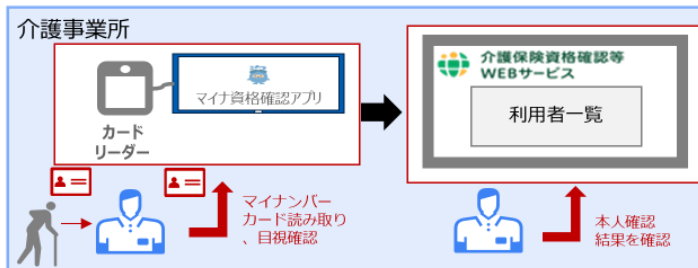
(1) 介護保険被保険者証の情報（4情報）入力

- ①介護保険被保険者証を提示・確認
- ②介護WEBサービス上で以下の被保険者の4情報を入力し、**利用者として登録**
 1. 介護被保険者番号・介護保険者番号
 2. 被保険者のカナ氏名
 3. 生年月日
 4. 性別



(2) マイナンバーカードの読み取り

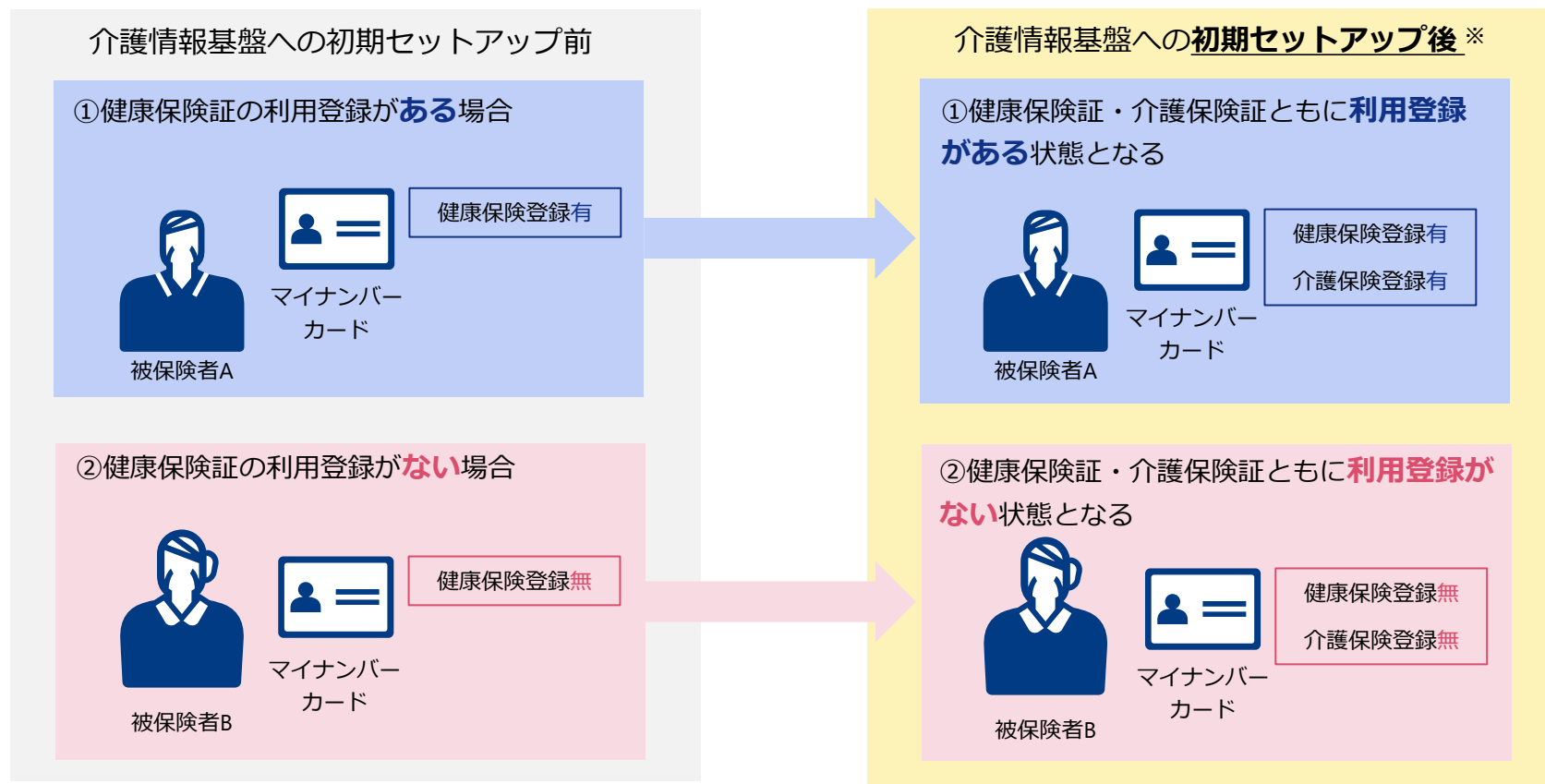
- ①マイナンバーカードの券面に表示されている顔写真と利用者本人を目視で確認
- ②**マイナ資格確認アプリを通してカードリーダーでマイナンバーカードを読み取り**
※訪問先等での利用を想定して、令和8年4月からスマートフォン等によるマイナンバーカード読み取りや介護WEBサービスの閲覧を可能とする予定
※事前に医療保険のマイナンバーカード保険証の利用登録をしていることが必要



マイナンバーカードの介護保険証利用について

- これからは、健康保険だけでなく介護保険においてもマイナンバーカードを介護保険証として利用可能となる。
- マイナンバーカードの健康保険証利用をしている被保険者は、「[手続なしでマイナンバーカードを介護保険証としても利用可能となり](#)、介護事業所が介護WEBサービスでマイナンバーカードの読取が可能となる。（詳細は後項で説明）
- マイナンバーカードの介護保険証の利用登録状況は、各自治体における介護情報基盤の初期セットアップ時の健康保険証の利用登録状況に応じ設定される。健康保険証が登録「有」の場合は介護保険証も登録「有」、登録「無」の場合は介護保険証も登録「無」となる。

マイナンバーカードの介護保険証の利用登録設定

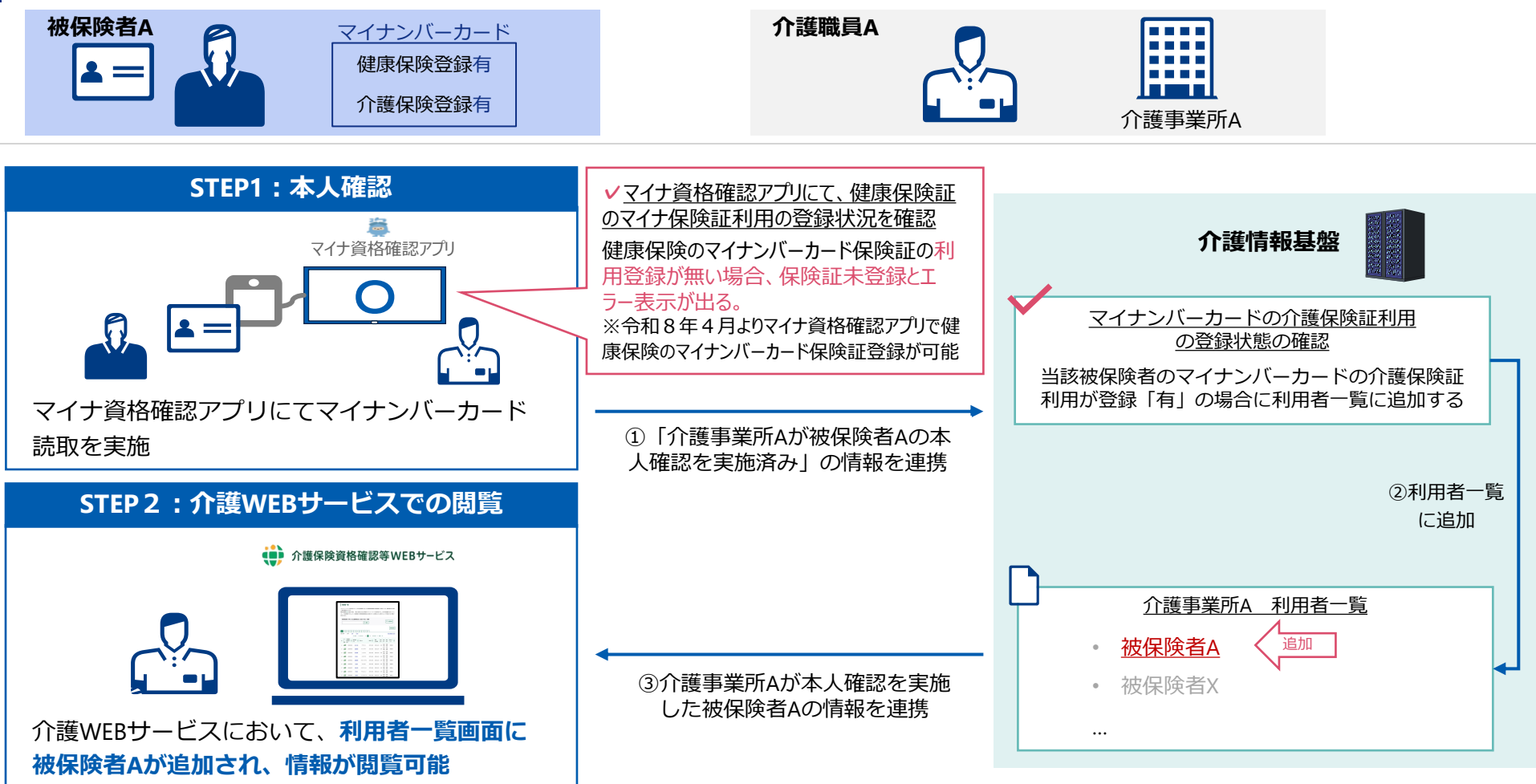


※マイナンバーカードの介護保険証の利用登録状態は、介護情報基盤で管理する

マイナンバーカードの読取とマイナンバーカード保険証利用の登録状況の関係

- 介護事業所がマイナンバーカードの読取を行う際は、マイナ資格確認アプリを使用する。
- マイナ資格確認アプリ及び介護情報基盤では、マイナンバーカードの健康保険証及び介護保険証利用の登録状況に応じて処理を行う。
- 健康保険証及び介護保険証利用の登録「有」の場合は、マイナンバーカード読取の実施後、介護WEBサービスの利用者一覧に追加される。なお、健康保険証又は介護保険証利用の登録「無」の場合は、利用者一覧に追加されない。

本人確認から利用者一覧への登録までの流れ（追加されるパターン）



マイナンバーカードの介護保険証利用の登録方法

- マイナンバーカードで介護保険証を利用するための登録方法は、「①マイナポータルによる登録」と「②自治体窓口への申請・登録」の2つの方法があるため、各自治体にてご認識いただきたい。
- 「①マイナポータルによる登録」では、マイナンバーカード保険証利用の登録「無」状態から「有」状態への登録のみ可能である。
- 被保険者の保険者が介護情報基盤の運用を開始すると、①・②ともに利用可能になる。

①マイナポータルによる登録

被保険者本人のマイナポータルよりマイナンバーカードの健康保険証・介護保険証利用の登録が可能である。

パターン1：マイナンバーカードの健康保険証・介護保険証利用登録が共に利用登録「無」の場合は、双方の利用登録をする。

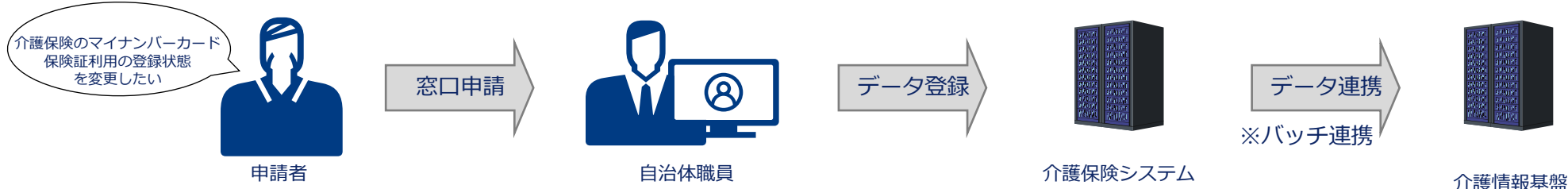
パターン2：マイナンバーカードの健康保険証利用登録が「有」であり、介護保険証の利用登録が「無」の場合は、介護保険のみ利用登録する。

※マイナポータルによる登録では、マイナンバーカードの介護保険証利用について、利用登録「有」から**利用登録「無」への変更は不可**。



②自治体窓口への申請・登録

窓口で申請を受け付け、介護保険システムに登録した上で、介護情報基盤へ連携する。



※自治体窓口では、介護保険証のみマイナンバーカードの利用登録「有」状態から利用登録「無」状態への変更も可能。

※健康保険が登録有で介護保険が登録「無」の場合、マイナ資格確認アプリ上は成功するが、介護WEBサービスの利用者一覧には追加されない。

アジェンダ

1. はじめに
2. 介護情報基盤の概要
3. 介護被保険者証電子化に係る運用概要・業務フロー
4. 介護情報基盤に係る連絡、および対応依頼事項
5. 令和8年度における介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援
6. 事前質問への回答

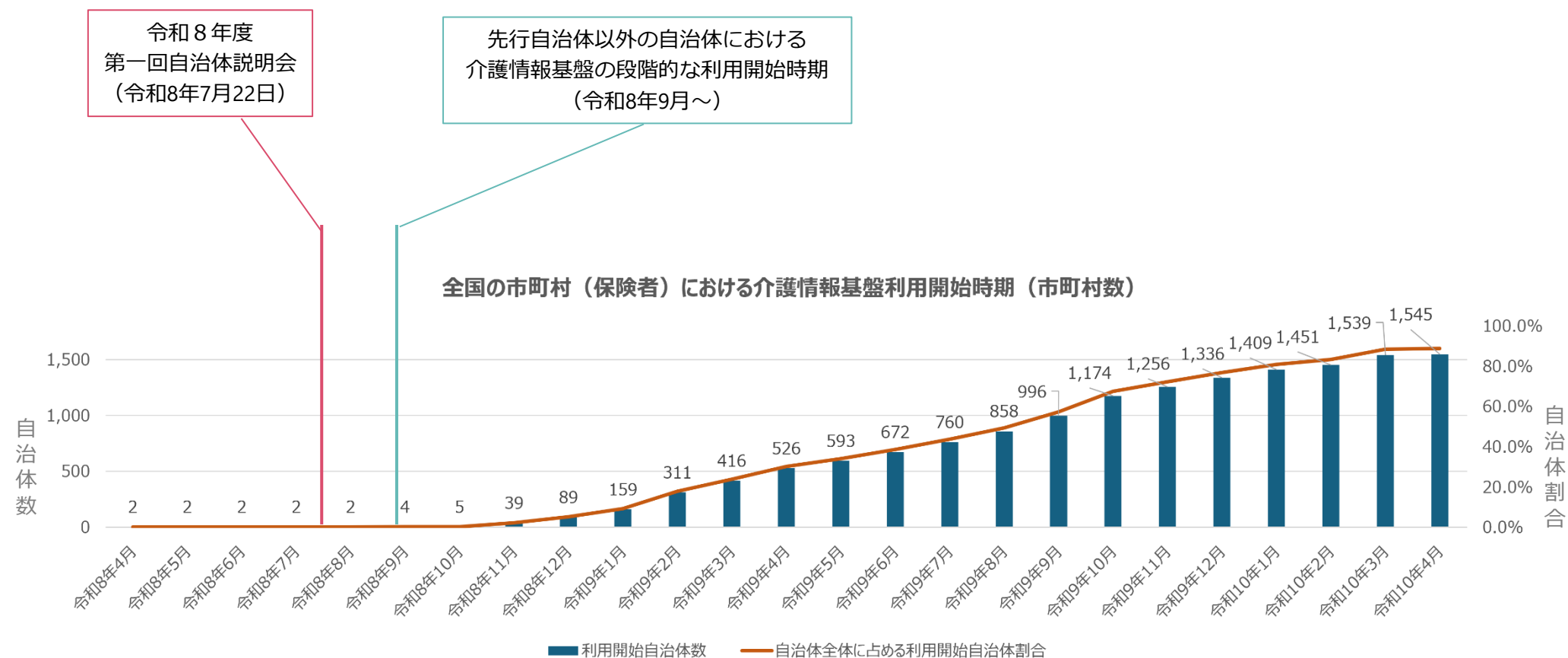
介護情報基盤に係る連絡、および対応依頼事項

- 介護情報基盤に関して、6点説明する。

#	概要	詳細
1 (全自治体への 連絡)	自治体の介護情報基盤利用開始時期	✓ 市町村（保険者）の介護情報基盤への移行スケジュール最新状況の報告
2 (全自治体への 連絡)	地域支援事業における取り扱い	✓ 令和8年度、および令和9年度以降の地域支援事業（介護情報基盤に関する事業）における取扱い
3 (全自治体への 対応依頼)	居宅サービス計画作成依頼届出における被保険者証の原本提出	✓ 介護WEBサービスで居宅サービス作成依頼届出を実施する際に、被保険者証の原本を郵送又は自治体窓口で提示する必要があるが、各保険者の判断で省略しても差し支えないこと
4 (全自治体への 対応依頼)	令和8年3月31日以前の要介護認定情報の初期セットアップ	✓ 令和8年3月31日以前の要介護認定情報に係る介護情報基盤への連携について、IF仕様書に記載した変更内容の周知
5 (一部自治体への 対応依頼)	ぴったりサービスでの要介護認定申請における包括同意	✓ ぴったりサービスでの要介護認定申請において、包括同意の取得ができるように、項目を自治体ごとに追加する必要性
6 (一部自治体への 対応依頼)	保険者以外で要介護認定業務を実施している場合における要介護認定進捗情報の連携に関する留意点	✓ 保険者以外で要介護認定業務を実施している場合、各事業所からの要介護認定進捗に係る問い合わせ削減のメリットがあるため、要介護認定進捗情報の介護情報基盤への連携を可能な限りタイムリーに行えるようにしていただきたいこと

1 各自治体の介護情報基盤の利用開始時期について

- 介護情報基盤を利用する自治体数は令和8年11月から増加しだし、本格運用開始日である令和10年4月時点までには、自治体数で約88.7%、被保険者数で約73.2%（1,545自治体、被保険者数では約2,627万人）が利用を開始する見込み（令和8年7月10日時点）。各自治体におかれては、引き続き、システム改修や管内の被保険者、介護事業所、医療機関への周知など、介護情報基盤の利用開始に向けた準備に取り組んでいただきたい。

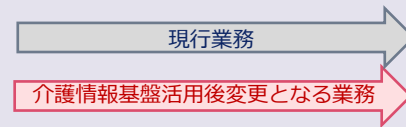


2 地域支援事業（介護情報利活用事業）における取扱いについて

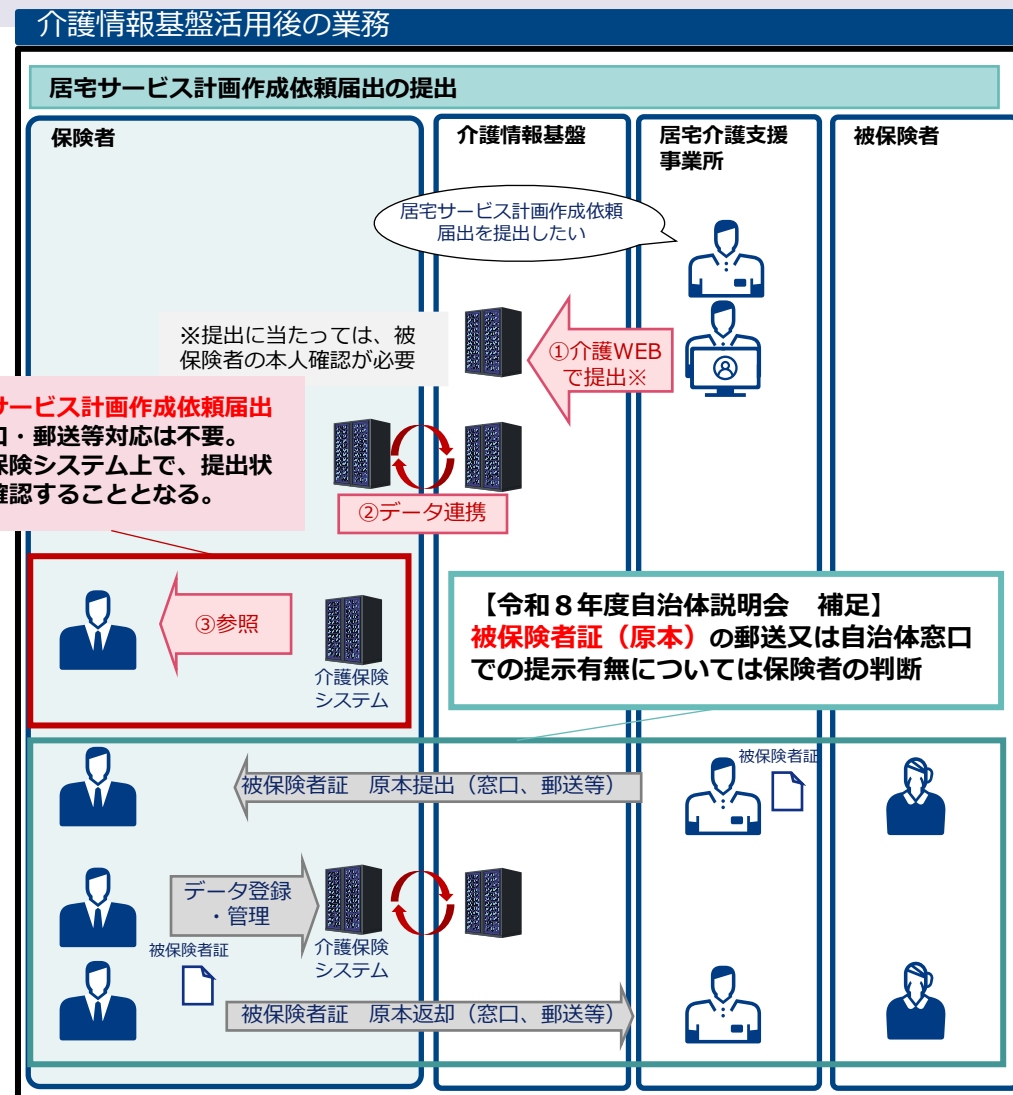
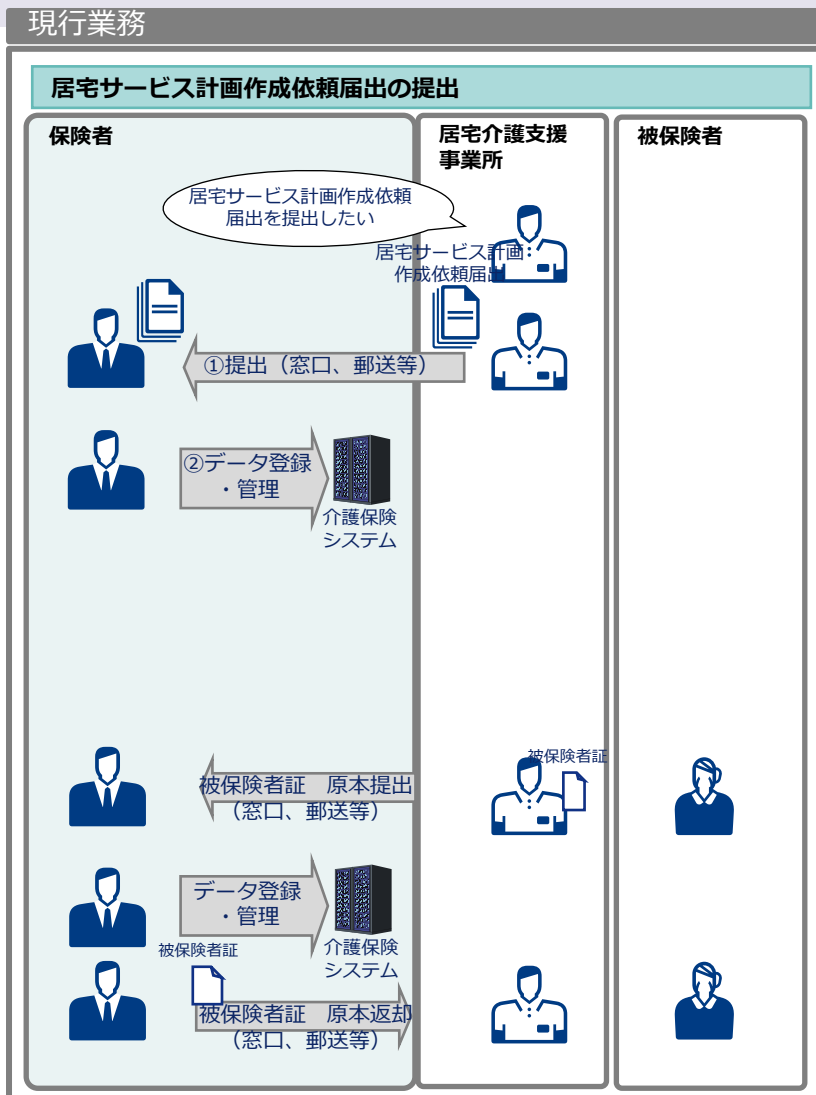
- 令和9年度における地域支援事業における取扱いは、決まり次第、各自治体にお知らせする予定。
- 「令和8年度の地域支援事業における介護情報基盤の対応について」（令和8年1月26日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）で周知しているとおり、令和7年度補正予算において介護情報基盤の開発等に必要な経費を補助するための所要の予算が計上されており、令和8年度に各市町村が実施する地域支援事業（介護情報利活用事業）において、経費負担は発生しない。
- 令和8年度の地域支援事業における介護情報利活用事業の詳細は令和8年度に改正する地域支援事業実施要綱、地域支援事業交付金交付要綱に記載する予定であるので、そちらを確認いただきたい。
- 介護情報利活用事業について、令和9年度における自治体の負担額含めた地域支援事業における取扱いは、決まり次第、各自治体にお知らせする予定。

3 居宅サービス作成依頼届出における被保険者証の原本提出

- 介護WEBサービスで居宅サービス作成依頼届出をする際に、被保険者証の原本を郵送し、又は自治体窓口で提示する必要があるが、各保険者の判断で省略しても差し支えないので、対応を整理していただきたい。



3. 介護情報基盤経由での自治体への情報送信



4 令和8年3月31日以前の要介護認定情報の初期セットアップに係る整理について

- 介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書_2.01版（初期セットアップ編）において、初期セットアップ時の連携対象となるデータは、要介護認定状況が「認定」もしくは「職権認定」のデータ、かつ認定有効期間（終了）≧セットアップ開始基準日となるデータ、としているところ。（この取扱い、同仕様書1.0版からお示していたところ。）
- 連携対象となる主治医意見書について、詳細に連携仕様を公表するため、令和8年3月31日以前の要介護認定情報に係る介護情報基盤への初期セットアップ時の連携について、令和8年7月28日に公開予定の介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書_2.1版（初期セットアップ編）を参照すること。

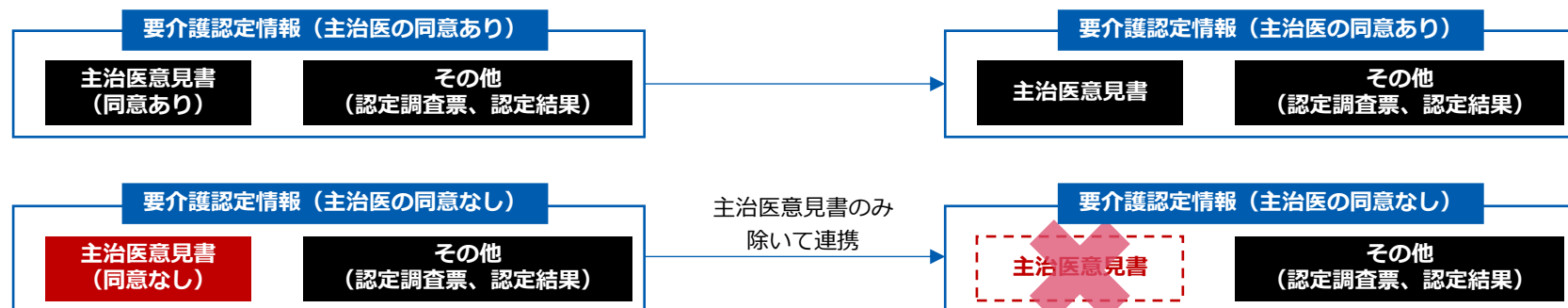
■必要な対応

「要介護認定等の実施について」の一部改正について（令和7年11月20日厚生労働省老健局長通知）による改正前の様式により作成された主治医意見書について、医師の同意がない場合、主治医意見書を除いて要介護認定情報を連携する。

→令和8年3月31日以前の運用と同様に、主治医意見書以外の要介護認定情報（認定調査票等）は居宅介護支援事業所等において閲覧可能とするため。

なお、令和8年3月31日以前に医療機関より連携された改正前の様式について、主治医意見書における医師の同意の有無の情報を保険者の介護保険システム等で管理していない場合は同通知による改正前の様式により作成された主治医意見書に関する情報は、介護情報基盤に連携しなくとも差し支えない。

（注）同通知による改正後の様式により作成された主治医意見書については、「主治医意見書記入の手引き」（令和7年11月20日厚生労働省老人保健課長通知）に記載している主治医意見書の利用方法を踏まえて主治医意見書を作成いただくよう運用を改めたため、全て介護情報基盤に連携することとする。



自治体職員

主治医の同意
あり/なしを整理

①



介護保険システム

介護情報基盤に連携

②



介護情報基盤※

※介護情報基盤では主治医意見書における医師の同意の有無を管理しない。

5 ぴったりサービスにおける包括同意

ぴったりサービスを用いて要介護認定申請を受け付けている自治体に対して対応を依頼する事項

- ぴったりサービスでの要介護認定申請において、**各自治体で、包括同意の取得ができるように、項目の追加をお願いしたい。**
- 項目の追加に当たっては、「介護保険最新情報vol.1439（令和7年11月20日厚生労働省老健局長通知）「要介護認定等の実施について」の一部改正について」を参考にすること。

例. ぴったりサービスにおける包括同意に関する記載例

本人同意

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、〇〇市（町村）が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を、〇〇市（町村）から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。）ことに

○同意する

○同意しない

被保険者本人が申請時に選択

(別添1-1)

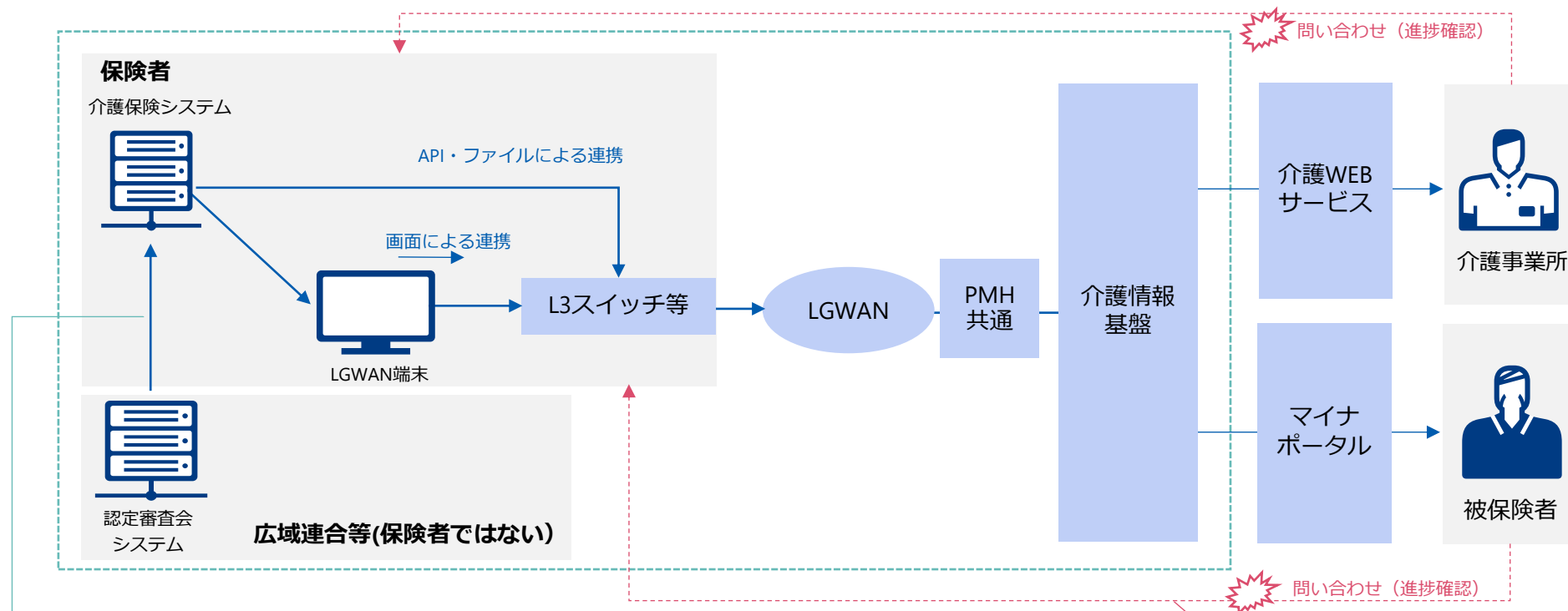
介護保険		要介護認定・要支援認定 要介護更新認定・要支援更新認定		申請書	
〇〇市（町村）長 様 次のとおり申請します。					
介護保険 被保険者番号		個人番号		申請年月日 令和 年 月 日	
医療 保険 被保険者 番号・番号		保険者番号		枝番	
氏 名		生年月日		明・大・昭 年 月 日	
住 所		性 別		男 ・ 女	
電話番号					
被 保 者		要介護状態区分 1 2 3 4 5 要支援状態区分 1 2 有効期限 平成・令和 年 月 日から令和 年 月 日 転出元自治体（市町村）名 [] 現在、転出元自治体に要介護・要支援認定を申請中ですか。 （既に認定結果通知を受け取っている場合は「はいえ」を選択してください） はい ・ いいえ 「はい」の場合、申請日 令和 年 月 日			
前回の要介護 認定の結果等 ※14日以内に 他自治体 から転入し た者のみ記入		介護保険施設等の名称等・所在地 期間 年 月 日～年 月 日 介護保険施設等の名称等・所在地 期間 年 月 日～年 月 日 医療機関等の名称等・所在地 期間 年 月 日～年 月 日 有 ・ 無 医療機関等の名称等・所在地 期間 年 月 日～年 月 日			
提出 代行 者		該当に○（地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院） 名 称 [] 住 所 [] 電話番号 []			
主治医		主治医の氏名 [] 医療機関名 [] 所 在 地 [] 電話番号 []			
第二号被保険者（40歳から64歳の医療保険加入者）のみ記入					
特定疾病名 []					
介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、〇〇市（町村）が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を、〇〇市（町村）から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。）ことに同意します。 本人氏名 []					

6 保険者以外で要介護認定業務を実施している場合における、要介護認定進捗情報の連携に関する留意点について

保険者ではない広域連合等において、介護認定審査会に関する業務を処理している自治体に対して対応を依頼する事項

- 保険者ではない広域連合等において、介護認定審査会に関する業務を処理している場合などは、保険者である自治体の介護保険システムと保険者ではない広域連合や一部事務組合等の認定審査会システムとの間で、情報の整合を担保した上で、各システムへ連携した後、介護情報基盤へ連携する必要がある。
- その際、要介護認定進捗情報の連携は、各介護事業所や被保険者からの要介護認定の進捗状況に係る問い合わせが削減するというメリットがあるため、可能な限りタイムリーに行えるようにしていただきたい。
- このため、連携方法について、「外部インターフェース仕様書 別冊）介護保険業務に関連するシステムのIF分担について」を参照しつつ、IF項目に応じた対応パターンを、広域連合や一部事務組合等、システムベンダと協議すること。

保険者である自治体と保険者ではない広域連合等における要介護認定進捗情報の連携のイメージ（LGWAN接続無の場合）



各介護事業所や被保険者からの要介護認定の進捗状況に係る問い合わせに備え、**要介護認定進捗情報については**、認定審査会システムより介護保険システムに日次で連携し、**介護保険システムから介護情報基盤に日次で連携することを推奨する。**

介護情報基盤への連携が不十分な場合、**介護事業所や被保険者等から要介護認定の進捗状況に係る問い合わせが多く寄せられることが懸念される。**

アジェンダ

1. はじめに
2. 介護情報基盤の概要
3. 介護被保険者証電子化に係る運用概要・業務フロー
4. 介護情報基盤に係る連絡、および対応依頼事項
5. 令和8年度における介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援
6. 事前質問への回答

令和 8 年度における介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（概要）

介護事業所・医療機関（介護サービス提供医療機関）向け支援

（注）消費税分（10%）も助成対象であり、下記の助成限度額は、消費税分を含む費用額となります。

令和 8 年 4 月 28 日
介護保険最新情報
Vol.1497
別添 1

1. 助成対象経費

- ①カードリーダーの購入経費
- ②介護情報基盤との接続サポート等経費（注 1）（注 2）

（注 1） 介護事業所等が介護保険資格確認等 WEB サービスを利用する際に必要となるクライアント証明書の搭載等の端末設定について、技術的支援を受ける場合に要する経費。（なお、介護 WEB サービスで主治医意見書を作成・送信する介護事業所や医療機関は、介護 WEB サービスの利用に必要な端末設定のみで主治医意見書の電子的送信が可能となる。）
（注 2） 導入支援事業者から、介護情報基盤の接続サポートとケアプランデータ連携システムの接続サポートに必要な支援を一体的に受ける場合、その費用も助成の対象となります。

2. 助成限度額等

1. 対象（介護サービス種別）	2. カードリーダーの助成限度台数	3. 助成限度額（①②を合算した限度額）
訪問・通所・短期滞在系	3 台まで	助成限度額は 6.4 万円まで
居住・入所系	2 台まで	助成限度額は 5.5 万円まで
その他	1 台まで	助成限度額は 4.2 万円まで

※ ①・②について、同一事業所で複数のサービスを提供する場合には、介護サービス種別に応じた助成限度額の合計を助成限度額とすることができます。

医療機関（主治医意見書作成医療機関）向け支援

1. 助成対象経費

主治医意見書の電子的送信機能の追加経費（※）

※ 保険医療機関において、主治医意見書をオンライン資格確認等システムに接続する回線及び介護情報基盤経由で電子的に送信するために必要となる電子カルテや文書作成ソフト等の改修に係る経費。

2. 助成限度額等

1. 対象	2. 補助率	3. 助成限度額
200 床以上の病院	1 / 2	助成限度額は 55 万円まで
199 床以下の病院または診療所	3 / 4	助成限度額は 39.8 万円まで

申請・補助方法

国民健康保険中央会の介護情報基盤ポータル経由で申請受付し、国民健康保険中央会経由での補助を実施します。
令和 8 年度の申請受付期間は、令和 8 年 5 月 7 日（木）から令和 9 年 3 月 12 日（金）（予定）までとなっています。

アジェンダ

1. はじめに
2. 介護情報基盤の概要
3. 介護被保険者証電子化に係る運用概要・業務フロー
4. 介護情報基盤に係る連絡、および対応依頼事項
5. 令和8年度における介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援
6. 事前質問への回答

多く寄せられた質問への回答

令和8年度第1回自治体説明会の事前質問募集時に多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

被保険者証・資格情報（1/3）

項番	質問内容	回答内容
No.1	資料12ページ「マイナンバーカードの介護保険証利用の登録方法」に記載されている「パターン2」（健康保険の登録有で介護保険の登録無）は具体的にどのようなケースが想定されるのか。 また、「②自治体窓口への申請」について、申請方法や運用などは今後提示されるか。	パターン2「マイナンバーカードの健康保険証利用登録が「有」であり、介護保険証の利用登録が「無」の場合は、介護保険のみ利用登録する」については、具体的には介護保険のみ登録していなかった被保険者が要介護認定等で介護保険登録をする必要が出たときなどが挙げられます。
No.2	今後、マイナンバーカードを介護保険証として利用できるようになる一方で、紙の各証書もなくなるとのことであるが、紙の証類を紛失した場合の再交付申請についてどのように案内すればよいか。（両方を所持するよう積極的な案内が必要か？）	両方を所持するような積極的な案内は不要であるが、被保険者にはマイナンバーカードでも利用できると積極的に案内いただくようお願いします。

多く寄せられた質問への回答

令和8年度第1回自治体説明会の事前質問募集時に多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

被保険者証・資格情報（2/3）

項番	質問内容	回答内容
No.3	資料17ページ# 3 居宅サービス作成依頼届出における被保険者証の原本提出について 「介護WEBサービスで居宅サービス作成依頼届出をする際に、被保険者証の原本を郵送し、又は自治体窓口で提示する必要があるが、各保険者の判断で省略しても差し支えないので、対応を整理していただきたい。」とのことだが、「介護ワンストップサービスにおける事務の運用についての一部改正について」（令和6年3月29日付け厚生労働省老健局介護保険計画課他事務連絡）のとおり、介護ワンストップサービスを利用して居宅介護（予防）サービス計画作成（変更）依頼届出をする際には、被保険者証の添付が省略可とされているところ、今後厚生労働省として、紙での申請も含めた届出全般において、被保険者証の添付を省略する予定はあるか。	「令和8年度社会福祉法等の一部を改正する法律案」が可決されたことに伴い、改正内容に基づき、届け出における被保険者証の添付の省略を進める予定です。
No.4	資料17ページにて、被保険者証の原本の取扱いは、自治体にて判断できる旨の記載があるが、被保険者証への事業所による事業所名の追記についても認めて差し支えないか。	差し支えありません。
No.5	資料12ページの「②自治体窓口への申請・登録」について、以下の2点をご教示ください。 ・自治体はいつから受け付けなければならないのか。 ・受け付ける際に申請書は必要か。必要な場合は申請書の標準様式等は今後示されるのか。	・自治体における介護情報基盤の運用開始に伴い、自治体窓口での受付ができるようにご準備いただきたい。 ・申請書の標準様式等の作成は想定しておりませんので、各自治体でご対応いただきたい。

多く寄せられた質問への回答

令和8年度第1回自治体説明会の事前質問募集時に多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

被保険者証・資格情報（3/3）

項番	質問内容	回答内容
No.6	・どの時点でマイナンバーカードが介護保険証として利用可能になるのでしょうか。 ・介護情報基盤への初期セットアップ後に健康保険証の利用登録をすると随時反映されるということでしょうか。 ・利用可能な方には被保険者証（紙）を送付しないという運用でいいのでしょうか。	・介護情報基盤の初期セットアップ前にてマイナンバーカードの健康保険証利用をしている被保険者は、初期セットアップ後に手続きなしでマイナンバーカードを介護保険証としても利用可能となります。 ・認識のとおりです。ただし、マイナンバーカードの健康保険証と介護保険証の利用登録が有りの被保険者が自治体窓口等でともに利用登録をなしとした場合においては、健康保険証の利用登録と別途で介護保険の利用登録を実施する必要があります。 ・被保険者証（紙）は、これまで通りの運用と変わりません。現在、被保険者証の65歳時の一斉交付から、要介護認定申請時の交付とする運用への変更を検討しています。
No.7	居宅の届出がオンラインで提出された場合でも、事業所名は紙の保険証に記載が必要とのことですが、事務の流れを教えてください。 ケアマネは居宅の届出をオンライン提出後、市役所に紙の保険証を持参。市はオンラインで提出されている居宅の届出の内容を確認し、保険証に事業所名を記載する、ということになるのでしょうか。	今回の自治体説明会の第4章「#3 居宅サービス作成依頼届出における被保険者証の原本提出」で示しておりますように、ケアマネジャーは、介護保険資格確認等WEBサービスにて居宅の届出をオンラインで提出した上で、被保険者証（原本）の郵送又は自治体窓口での提示有無については保険者の判断となります。 その後、市区町村においてオンライン提出の受理処理を行い、介護情報基盤へ最新の介護被保険者証情報を連携します。これにより、介護保険資格確認等WEBサービスにおいて、最新の対象ケアマネ事業所が登録されていることを即座に確認できるようになります。

多く寄せられた質問への回答

令和8年度第1回自治体説明会の事前質問募集時に多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

PIA

項番	質問内容	回答内容
No.1	特定個人情報保護評価書を作成する必要があると思うが、サンプルの提示が後日されるという認識でよろしいか。	介護情報基盤関係事務に係る特定個人情報保護評価のためのひな形については、令和7年9月30日付け事務連絡でお示ししているところです。 事務連絡については、厚生労働省HP「介護情報基盤について」の4. 事務連絡に掲載しておりますので、当該事務連絡をご確認いただき、特定個人情報保護評価の適切な実施をお願いします。 参考： https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59231.html

多く寄せられた質問への回答

令和8年度第1回自治体説明会の事前質問募集時に多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

主治医意見書関連（1/3）

項番	質問内容	回答内容
No.1	各医療機関に、主治医意見書を提出した人の介護認定結果を通知しているが、介護情報基盤で医療機関から閲覧可能になるか。	介護保険請求を行い、介護WEBサービスを利用し、被保険者の本人確認を行った医療機関であれば、その被保険者の要介護認定申請結果について介護WEBサービス上で閲覧可能です。（介護WEBサービスでは、サービス種別と職種等による閲覧制御があります。）現在、その他の医療機関（介護webサービスを利用していない医療機関、介護WEBサービスを利用している被保険者の本人確認を行っていない医療機関）では閲覧できません。
No.2	主治医意見書料支払いの運用フローはどのようになるか。	主治医意見書の支払いにつきましては、厚生労働省HP「介護情報基盤について」5. 自治体向け説明会資料 ●令和7年度 第3回 介護情報基盤に係る自治体説明会現行 スライド31を参考に、現行の運用フローと同様にご対応ください。 参考： https://www.mhlw.go.jp/content/12306000/001675054.pdf

多く寄せられた質問への回答

令和8年度第1回自治体説明会の事前質問募集時に多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

主治医意見書関連（2/3）

項番	質問内容	回答内容
No.3	「認定審査会資料の電送」について、質問があります。 ・第3回説明会資料p.54No.2の質問への回答の中で、審査会資料に書き込みをする場合は、PDFファイルで受領し、PDF編集ソフトを使用するとありましたが、メモ書きした資料を保存する場合、委員が使用する端末内にダウンロードして保存できると考えてよろしいでしょうか？それとも、介護情報基盤内でのみ保存ができ、使用する端末自体にはダウンロードや保存はできないという認識でよろしいでしょうか。 ・また、第3回説明会資料p.34に「※審査会資料情報登録をする際、以下の内容も設定する。・新規登録or更新or削除」とありますが、登録した審査会資料を削除する日にちを自治体側で設定できると考えていいのでしょうか？	・1点目の認定審査会資料の電送について、保険者において審査会委員による資料のダウンロード可否を設定できます。そのため、資料を端末内に保存できるかどうかは、保険者の設定によります。ダウンロードを許可した場合、委員は使用する端末に資料を保存し、PDF編集ソフト等を用いてメモ書きを行うことが可能です。ダウンロードを許可しない場合は、端末内への保存はできません。 ・2点目について、先述した通り、保険者にて審査会委員のダウンロード可否を設定できますので、保険者様にてご判断ください。第3回説明会資料p.34に記載している「新規登録・更新・削除」は、審査会資料の連携レコード自体に対する操作に該当しますので、自治体側で資料を削除する日時を設定する機能を示すものではありません。なお、「削除」の取扱いとは廃止する方針となっています。詳細は、令和8年7月28日に公開予定の「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書 2.1版」をご参照ください。また、審査会資料は、保険者にて設定する審査会予定日の4日後までが閲覧期限であり、それ以降は参照できなくなる仕組みです。

多く寄せられた質問への回答

令和8年度第1回自治体説明会の事前質問募集時に多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

主治医意見書関連（3/3）

項番	質問内容	回答内容
No.4	資料6ページの図に「医療機関は主治医意見書や主治医意見書作成料の電子的送付が可能」とありますが、電子的に送付される情報には医療機関の口座情報も含まれるのかご教示ください。	電子的に送付される主治医意見書請求書には、医療機関の口座情報は含まれません。国保連合会への支払委託ができない医療機関の場合は、現行の運用通り、介護保険システムで管理している既知の口座情報を用いて支払処理を行っていただき、初回の請求で口座情報が不明の場合は書面請求等により取得し支払処理を行っていただくようお願いいたします。

多く寄せられた質問への回答

令和8年度第1回自治体説明会の事前質問募集時に多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

包括同意（1/2）

項番	質問内容	回答内容
No.1	介護情報基盤では、主治医意見書の医師の同意は管理しないとあるが、同意しないと選択している主治医意見書は取り込まないように介護保険システム側で制御が必要か。	「要介護認定等の実施について」の一部改正について（令和7年11月20日厚生労働省老健局長通知）による改正前の様式により作成された主治医意見書について、主治医意見書における医師の同意の有無の情報を保険者の介護保険システム等で管理している場合は、医師の同意がない主治医意見書を介護情報基盤に送信しないように自治体の介護保険システム側で制御してください。
No.2	包括同意の取得について 過去（令和8年4月以前）に介護認定新規申請、更新申請、変更申請等において個人情報同意を得たことをもって、「包括同意を得たと」して処理してよいか。対象者へ「過去にに頂いている同意を持って、情報基盤関係の内容についても同意を頂いたものとして処理する」という通知を送り周知を図りたいがいかがか。	令和8年3月31日以前に介護認定新規申請、更新申請、変更申請等において個人情報の提供に係る同意を取得したことをもって、介護情報基盤での電子的な共有も含めて「包括同意を得たと」して処理することはできないと考えています。このため、各保険者で適切な対応を実施いただくようお願いします。 なお、すでに要介護・要支援認定を受けて介護サービスを利用している被保険者の場合、被保険者が包括同意を取得するためには、令和7年度第2回介護情報基盤に係る自治体説明会【市町村向け】p.31「包括同意取得の方法」に記載の通り、大きく分けて2つの同意取得パターンがあります。①自治体が包括同意を取得する場合は、被保険者の要介護認定の次回申請時や個別の申し出時に包括同意を取得する必要があります。②介護事業所が自治体の代わりに同意を取得する場合には介護WEBサービスを用いて取得することができます。

多く寄せられた質問への回答

令和8年度第1回自治体説明会の事前質問募集時に多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

包括同意（2/2）

項番	質問内容	回答内容
No.3	包括同意について、3点質問です。 ・介護情報基盤の自治体運用開始前に、包括同意の「撤回」の申し出があった場合、受付する必要があるか。 ・介護情報基盤の自治体運用開始前に、“要介護認定を持っていない対象者”から個別の申し出があった場合、包括同意の取得を受付する必要はないという認識でよいのか。 ・同意内容の中に「認定調査に従事した調査員に提示する」とあるが、具体的にどのような場面やケースを想定しているのか。	・介護情報基盤の自治体における運用開始前に、申し出時点で当該被保険者の包括同意が“包括同意あり”で、その後包括同意の「撤回」の申し出があった場合、各自治体で申し出の情報を受付し、介護保険システムで申請者同意情報を管理している場合は介護保険システムで、管理していない場合は書類等で管理いただく必要があります。そして、介護情報基盤の自治体における運用開始後に、（書類等で管理していた場合は介護保険システムに登録したうえで）当該被保険者の包括同意情報を介護情報基盤に連携してください。 なお、令和7年度第3回介護情報基盤に係る自治体説明会スライド11～13でご連絡していますように、介護保険システムから介護情報基盤へ連携される被保険者の同意情報は、同意を取得した日が令和8年3月31日以前（法施行前）の場合、包括同意を取得したこととはならず、同意を取得した日が令和8年4月1日以降の場合、「包括同意あり」として、介護情報基盤に連携されることにご留意ください。 参考：https://www.mhlw.go.jp/content/12306000/001675054.pdf ・介護情報基盤の運用開始前後にかかわらず、要介護認定を受けていない被保険者から包括同意の個別の申し出があった場合には、包括同意の取得を受付する必要はありません。 ・例えば、認定調査の結果と審査会における一次判定の確定結果が異なる場合に、認定調査において適切に評価が行われるよう、介護認定審査会による判定結果・意見等の情報を認定調査員に共有することが考えられます。

多く寄せられた質問への回答

令和8年度第1回自治体説明会の事前質問募集時に多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

周知・広報対応（1/2）

項番	質問内容	回答内容
No.1	医療機関や介護事業所への周知は国から通知をしていただけるのか。	厚生労働省から業界団体へ周知を行うとともに、令和8年度において介護事業所、医療機関を対象としたオンライン説明会を開催することを予定しています。 各自治体におかれましては、令和8年4月28日発出介護保険最新情報Vol.1497において周知を依頼している「令和8年度における介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援」や、介護情報基盤ポータルにおいて公表している周知用資材を活用した周知を、管内の介護事業所、医療機関へ行っていただきたいと思います。 参考：https://www.mhlw.go.jp/content/001696517.pdf https://www.kaigo-kiban-portal.jp/inform-item
No.2	資料12ページのマイナンバーカードの介護保険被保険者証の登録方法について、②の自治体窓口はどの部署を示しているか。介護保険課か、もしくはマイナンバー担当課（市民課）か。	②の自治体窓口は介護保険課を示しております。

多く寄せられた質問への回答

令和8年度第1回自治体説明会の事前質問募集時に多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

周知・広報対応（2/2）

項番	質問内容	回答内容
No.3	自治体において介護情報基盤の運用が始まった場合、介護事業所や医療機関から介護webサービスの使用方法や、実際操作中に起こったトラブルについて問い合わせがあることが想定されますが、自治体で案内できない内容の場合は介護情報基盤ポータルホームページに掲載されている問い合わせフォームや電話番号を案内していいのでしょうか？それとも、別にコールセンター等を設置する予定はございますでしょうか。	介護情報基盤に関する問い合わせは、介護情報基盤ポータルに掲載している問い合わせフォームや電話番号に問い合わせするように介護事業所や医療機関に周知しておりますが、もし、自治体に問い合わせがあり回答が難しい場合は、介護情報基盤ポータルホームページに掲載している問い合わせフォームや電話番号をご案内いただきますようお願いいたします。 なお、介護情報基盤ポータルに記載している電話番号が、介護情報基盤関連への問い合わせ対応目的全般に対応するコールセンターです。

多く寄せられた質問への回答

令和8年度第1回自治体説明会の事前質問募集時に多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

負担金・補助員（自治体）（1/3）

項番	質問内容	回答内容
No.1	「保険者機能を有していない広域連合・一部事務組合」のシステム改修費の補助金の申請については、構成する市区町村（保険者）が金額を按分する形で申請するのか。または、「保険者機能を有していない広域連合・一部事務組合」として、市区町村（保険者）分と分けて申請を行うのか。	お尋ねのシステム改修費の補助金については、構成する保険者で金額を按分して申請ください。 また、申請は構成市町村から申請いただくことになります。
No.2	ランニングコストを5款に計上するが、款項目をはどのようなになるか。また、概算の費用もわかっていれば教えてほしい。	今回開催する令和8年度第1回介護情報基盤に係る自治体説明会資料第4章#2でお示ししているように、介護情報利活用事業について、令和9年度における自治体の負担額含めた地域支援事業における取扱いは、決まり次第、各自治体にお知らせする予定です。なお、仮に計上する場合には、「介護情報利活用事業費」とするなど、各保険者において適切にご判断をお願いします。

多く寄せられた質問への回答

令和8年度第1回自治体説明会の事前質問募集時に多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

負担金・補助員（自治体）（2/3）

項番	質問内容	回答内容
No.3	地域支援事業における主治医意見書請求に関するシステム改修費用への交付金適用について、資料16ページの地域支援事業における介護情報基盤の取り扱いについて、介護情報基盤を利用して主治医意見書請求に関する電子データの収受を行う場合、それに伴う自治体標準準拠システムの改修（カスタマイズ）費用は、国の交付金等の対象となるのでしょうか。もし対象となる場合の交付金の種類や申請プロセスについても、可能であればご教示いただけますと幸いです。	介護保険計画課が所管する補助金として、「介護報酬改定等に伴うシステム改修事業（介護保険事業費補助金）」があり、以下、補助対象となる範囲をお示ししますので、ご確認いただきますようお願いいたします（範囲に含まれないということでしたら再度ご相談ください。）。 なお、文中でもお伝えしておりますが、令和8年度は、所要額調査において補助対象範囲をお示しする予定としております。よろしくお願いいたします。 ○ 介護情報基盤への介護保険被保険者証情報等の連携に係る市町村介護保険事務システムの改修に要する経費（令和8年度）は、「介護報酬改定等に伴うシステム改修事業（介護保険事業費補助金）」により予算措置され、厚生労働省老健局介護保険計画課から別途国庫補助予定額（基準額）の内示のための調査（以下「所要額調査」という。）を実施し、所要額調査において補助対象範囲をお示しする予定です。 なお、令和8年度は、令和7年度と同様の補助対象範囲とすることを予定していることから、令和7年10月1日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡「令和7年度介護保険事業費補助金（介護報酬改定等に伴うシステム改修事業（都道府県実施分及び市町村実施分（一般分）））」に関する調査について」（※）を参照いただくようお願いいたします。 ※令和7年10月1日事務連絡別添Q&A問1（1）①「介護情報基盤への介護保険被保険者証情報等の連携（令和8年4月施行）」を参照いただくようお願いいたします。 令和8年度は、参照いただく「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書」、「介護保険システム標準仕様書」のバージョンは変わるものの、令和7年度と同様の補助対象範囲を予定しています。 なお、令和7年10月1日事務連絡別添Q&A問3の「介護情報基盤への初期セットアップ」は、令和8年度は補助対象とする予定ですのでご注意ください。

多く寄せられた質問への回答

令和8年度第1回自治体説明会の事前質問募集時に多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

負担金・補助員（自治体）（3/3）

項番	質問内容	回答内容
No.4	本市では、システム標準化が令和11年度になる見込みであり、介護情報基盤への接続も、それ以降となります。そのような場合でも、令和9年度に費用負担は発生するのでしょうか。	今回開催する令和8年度第1回介護情報基盤に係る自治体説明会資料第4章#2でお示ししているように、介護情報利活用事業について、令和9年度における自治体の負担額含めた地域支援事業における取扱いは、決まり次第、各自治体にお知らせする予定です。

多く寄せられた質問への回答

令和8年度第1回自治体説明会の事前質問募集時に多く寄せられた問い合わせについてタスクごとに回答する。

標準化対応

項番	質問内容	回答内容
No.1	介護保険システムからLGWAN端末を用いてPMHに情報連携する具体的な手順等は、介護保険システムベンダから共有されるという認識で良いか。	介護保険システムベンダーへの直接の展開は行っておりません。保険者への一斉情報開示については今後予定しております。直近で介護情報基盤に接続するための事前設定等が必要などございましたら、介護情報基盤ポータルよりお問い合わせいただき次第自治体へ開示いたします。
No.2	自治体が介護情報基盤へ対応することは必須事項なのか、また必須事項なのであれば根拠法令はなにかご教示ください。	令和5年の介護保険法の改正により、被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を、全自治体に実施義務がある地域支援事業として位置付けており（介護保険法第115条の45第2項第7号）、令和7年度第1回自治体向け説明会【市町村向け】資料p6等においてご説明しています。 このため、自治体が介護情報基盤へ対応することは、介護保険法に基づき、全自治体に求められる必須事項です。 （地域支援事業） 第百十五条の四十五 2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。 七 被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業